

## 法改正に伴う法人名称・組織の変更および廃炉推進業務の開始について

2024年 4月 1日

使用済燃料再処理・廃炉推進機構

本日、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、使用済燃料再処理機構は、法人名称を「使用済燃料再処理・廃炉推進機構<sup>※1</sup>」に変更するとともに、これまでの再処理等業務に加え新たに廃炉推進業務を担うこととなりました。

また、これに合わせて、組織を変更し、運営委員等を増員<sup>※2</sup>いたします（別紙参照）。

当機構は、安全性の確保を大前提に、地域の皆さまのご理解・ご協力を得ながら、再処理等業務に加え廃炉推進業務にも取り組んでまいります。

※1 略称の「NuRO」は変更ありません。

※2 運営委員および役員については、確定次第、改めてお知らせします。

以上

添付資料

[別紙：組織の変更について](#)

[参考：廃炉推進業務について](#)

<お問い合わせ窓口>

青森本部 総務部

電話：017-763-5910（代表）

東京事業所 総務部

電話：080-5500-1238（代表）